



三重県公報

令和5年9月12日 (火)

第 447 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
572	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	2
573	保安林の指定を解除する予定である旨	(治山林道課)	2
574	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	3
575	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
576	同件	(同)	4
577	同件	(同)	6
578	同件	(同)	7
579	同件	(同)	8
580	同件	(同)	10
公 安 委 告 示			
29	指定講習機関からの変更の届出	(公安委員会)	11
30	認定教育実施者からの変更の届出	(同)	11
31	認定検査実施者からの変更の届出	(同)	11
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	12

告 示

三重県告示第 572 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 20 年 9 月 3 日 第 26 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社藤原ファーム	代表取締役 近藤 正治	三重県いなべ市藤原町古田 1162 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
近藤 健治	玄米	K2414436

7 登録の更新日

令和 5 年 9 月 1 日

三重県告示第 573 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 解除予定保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字水晶 2999 番 5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

1 解除予定保安林の所在場所

いなべ市大安町石樽南字水晶 2999 番 5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供し

ます。)

三重県告示第 574 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり 大王船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区
特定のり 間崎加入区	三重外湾漁業協同組合のうち間崎の地区
特定のり 越賀・御座加入区	三重外湾漁業協同組合のうち越賀及び御座の地区

三重県告示第 575 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ阿倉川店

四日市市阿倉川町 1431-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	馬場 章夫
株式会社穂波	愛知県名古屋市長区瑞穂区河岸一丁目 9 番 7 号	林 繁文

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社穂波	愛知県名古屋市長区瑞穂区河岸一丁目 9 番 7 号	林 隆子

3 変更年月日

平成 31 年 4 月 15 日

- 4 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため
 - 2(2) 小売業者の退店及び代表者の変更があったため
- 5 届出の日
 - 令和 5 年 6 月 27 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 5 年 9 月 12 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 576 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ松阪三雲店
 - 松阪市市場庄町 1266 番の 1
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	熊沢 宏
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	加賀 純一
株式会社 Z E N トレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
株式会社織部	岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目 6 番地の 130	奥村 崇仁
株式会社ホットランド	宮城県石巻市大街道北一丁目 1 番 16 号	佐瀬 守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	坂野 達哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 博丈
A. C. T. S	奈良県天理市川原町城町 690 番地	竹村 信弘

株式会社ジーフット	愛知県名古屋千種区今池三丁目4番10号	松井 博史
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市区城西一丁目3番5号	山田 太郎
A s - m e エステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号	平松 達夫
株式会社ソックコウベ	兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9番地	日ノ本 欽也
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	藤田 敏
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉1番地28	佐藤 貞朗
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎1902番地の3	菅田 拓平
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀藏
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実
株式会社クロスカンパニー	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴
有限会社焼津谷島屋	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号	中野 弘道

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町1番11号	熊沢 宏
株式会社Z E Nホールディングス	津市中河原2057	中嶋 健
株式会社ホットランド	東京都中央区新富1-9-6 ザ・パークレックス新富町4F	佐瀬 守男
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社ジーフット	愛知県名古屋千種区今池三丁目4番10号	木下 尚久
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5-27-13 名駅錦橋ビル6階	福井 正弘
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市区城西1-3-1	山田 太郎
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
株式会社さが美	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-4NアンドFビル14階	形部 幸裕
カンダキラット株式会社	岡山県津山市川崎1902番地の3	菅田 拓平
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 英介
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	内山 誠一
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 泰三
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目11番5号	野口 実
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村18番地の2	山中 重治
株式会社ティーリング	滋賀県大津市別保三丁目11番32号	磯田 清一郎
g f . S株式会社	岐阜県岐阜市金町6丁目21番地	内野 伸彦
株式会社マスダ	松阪市湊町117-1	世古 俊子
株式会社A . C . T . S	奈良県天理市川原城町690番地	竹村 浩次
株式会社むらさきや	松阪市日野町772	佐藤 功一

株式会社キング	大阪府吹田市豊津町1番7号	長島 希吉
---------	---------------	-------

- 3 変更年月日
 - 2(1) 平成31年4月15日
 - 2(2) 令和5年4月1日
- 4 変更理由
 - 2(1) 代表者の変更があったため
 - 2(2) 小売業者の入退店並びに名称、代表者及び住所の変更があったため
- 5 届出の日
 - 令和5年6月27日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店
 - 鈴鹿市南玉垣町3628 ほか12筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - (変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店
 - (変更後) MEGAドン・キホーテUNY鈴鹿店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地	片桐 三希成
未定	—	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	片桐 三希成
株式会社サンリフホーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1-7-7	坂下 和志
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	ジョン・キム
化粧品のおふじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町2585-1	岩井 勝己
株式会社クレイン	東京都港区南青山5-6-26 青山246ビル5F	新垣 純

株式会社Y・space	愛知県名古屋市中区城見通三丁目5番 日本出版販売(株)名古屋支店内	渡辺 肇
株式会社イトバンク	滋賀県大津市一里山五丁目35-9	武田 浩成

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和元年6月25日
 - 2(2) 令和4年11月21日
- 4 変更理由
 - 2(1) 正式名称が決定したため
 - 2(2) 小売業者の入店及び住所の変更が生じたため
- 5 届出の日
 - 令和5年7月19日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和5年9月12日から令和6年1月12日まで
 - 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第578号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - MEGAドン・キホーテUNY名張店
 - 名張市下比奈知字黒田3002番地 ほか20筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - (変更前) (仮称) MEGAドン・キホーテUNY名張店
 - (変更後) MEGAドン・キホーテUNY名張店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地	片桐 三希成
未定	—	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
UDリテール株式会社	東京都目黒区青葉台二丁目19番地10号	片桐 三希成
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	服部 剛之
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル6階	丸山 雅史
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村81番地	澤田 浩幸

株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1-32-13	指田 努
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	江尻 英介
g f . s 株式会社	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番地 岐阜ステーションビル 6F	内野 伸彦
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規

- 3 変更年月日
 - 2(1) 令和元年 6 月 25 日
 - 2(2) 令和 4 年 11 月 21 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 正式名称が決定したため
 - 2(2) 小売業者の入店及び住所の変更が生じたため
- 5 届出の日
 - 令和 5 年 7 月 19 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和 5 年 9 月 12 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 579 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - アピタ伊賀上野店
 - 伊賀市服部町尾崎 1788 番地 ほか 33 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
株式会社スイートスタイル	愛知県名古屋市中区黒川本通二丁目 46 番地	田中 保成

株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	坂野 達哉
株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番地	花井 秀年
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	熊沢 宏
株式会社エル・ウィッシュ	桑名市長島町大倉 1 番地の 28	佐藤 貞朗
株式会社榮進堂書店	愛知県名古屋市中千種区井上町 78 番地	青木 克行
株式会社ZENトレーディングカンパニー	津市広明町 352 番地の 4	中嶋 健
株式会社津坂	鈴鹿市若松北 1 丁目 36 番 17 号	津坂 千賀夫
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	小田 保則
株式会社三城	東京都中央区銀座一丁目 7 番 7 号	中尾 文彦
A s - m e エステール株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号	丸山 雅史
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	藤田 敏
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊七本松 27 番地の 1	江尻 義久
有限会社ロックウッズ	名張市平尾 2552 番地	岩森 隆則
有限会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	曲渕 恵美子
A . C . T . S	奈良県天理市川原城町 690 番地	竹村 信弘
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目 2 番 11 号	小野山 晴夫
株式会社ネクスト・ワン	名張市夏見 3303 番地	高田 雅之
藤久株式会社	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 210 番地	後藤 薫徳
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	関口 憲司
株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	服部 剛之
株式会社神奈川くまざわ書店	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	熊沢 宏
株式会社パリミキ	東京都港区海岸 1 丁目 2 番 3 号汐留芝離宮ビルディング 10 階	恒吉 裕司
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 1-19-7 J R E 銀座一丁目イーストビル 6 階	丸山 雅史
有限会社ロックウッズ	名張市平尾 2552 番地	岩森 隆則
有限会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目 32 番 13 号	指田 努
藤久株式会社	愛知県名古屋市中東区高社一丁目 210 番地	筒井 和宏
谷 修史	滋賀県甲賀市甲南町野田 79 番地	—
オキツモ流通株式会社	名張市箕曲中村 18 番地の 2	山中 重治
株式会社東海セイムス	松阪市久保町 1456-4	川西 正人
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町 6-8-1	内山 誠一
株式会社ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町 2-8	川部 将士
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
株式会社BANKANわものや	愛知県名古屋市中区栄 2-11-30 セントラルビル 9 F	形部 幸裕
株式会社A . C . T . S	奈良県天理市川原城町 690	竹村 浩次

3 変更年月日

- 2(1) 平成 31 年 4 月 15 日
2(2) 令和 5 年 2 月 28 日

4 変更理由

- 2(1) 代表者の変更があったため

- 2(2) 小売業者の入退店並びに名称、代表者及び住所の変更があったため
- 5 届出の日
令和5年6月27日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年9月12日から令和6年1月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年9月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東員店

員弁郡東員町大字六把野新田字村西785番地6 ほか35筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	佐古 則男
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合 宏光
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫134-3	水谷 邦彦
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	鬼頭 明彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	関口 憲司
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	河合 映治
株式会社あーる工房	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内11丁目94	鬼頭 明彦

3 変更年月日

平成31年4月15日

4 変更理由

- 2(1) 代表者の変更があったため

- 2(2) 小売業者の退店及び代表者の変更があったため
- 5 届出の日
令和5年6月27日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年9月12日から令和6年1月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第 29 号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 橋本明雄	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会 津市高茶屋四丁目48番8号 稲垣清文	一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目954番地 西野衛

三重県公安委員会告示第 30 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 橋本明雄	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会 津市高茶屋四丁目48番8号 稲垣清文	一般財団法人三重県交通安全協会 津市栄町一丁目954番地 西野衛

三重県公安委員会告示第 31 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年9月12日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 橋本明雄	株式会社三交ドライビングスクール 四日市市新正三丁目7番6号 今藤良雄
一般財団法人三重県交通安全協会	一般財団法人三重県交通安全協会

津市高茶屋四丁目 48 番 8 号 稲垣清文	津市栄町一丁目 954 番地 西野衛
---------------------------	-----------------------

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 9 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
四日市市
- 2 調査を行った期間
令和 2 年 9 月から令和 4 年 12 月まで
- 3 成果の名称
四日市市（北納屋町・中納屋町地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
四日市市北納屋町地内他
- 5 認証年月日
令和 5 年 8 月 30 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
